

事務職員の方にお渡しください。

M O C 通信

この申立書の写しは、法律の定めにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。
この申立書とともに相手方送付用のコピーを提出してください。

受付印		<input type="checkbox"/> 調停 家事 申立書 事件名 <input type="checkbox"/> 審判		子の監護に関する処分 <input type="checkbox"/> 養育費請求 <input type="checkbox"/> 養育費増額請求 <input type="checkbox"/> 養育費減額請求
収入印紙 円		(この欄に未成年者1人につき収入印紙1,200円分を貼ってください。) (貼った印紙に押印しないでください。)		
予納郵便切手 円				
家庭裁判所 御中 平成 年 月 日		申立人 (又は法定代理人など) の記名押印		印
添付書類		(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input type="checkbox"/> 未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) <input type="checkbox"/> 申立人の収入に関する資料(源泉徴収票、給与明細、確定申告書、非課税証明書の写し等) <input type="checkbox"/>		準口頭
申立人	住所	〒 - (方)		
	フリガナ 氏名	昭和 年 月 日生 平成 (歳)		
相手方	住所	〒 - (方)		
	フリガナ 氏名	昭和 年 月 日生 平成 (歳)		
住所		<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居		

Marine Office Club [MOC] とは、「ひとりぼっちの事務員をなくそう」とのスローガンを元に1985年主に神奈川県内の法律事務所職員を中心に結成され、平日、仕事が終わった後での、飲み会・研修会や、土日を使って、BBQや工場見学等のレクリエーション等を活動内容とする「マリン・オフィス・クラブ」の頭文字を取った略称です。
これからも研修や企画を開催していきますので、ぜひご参加ください。

MOC 研修報告「業務妨害対策」

昨年11月9日、川崎合同L O大会議室にて「業務妨害対策」をテーマに研修会を開催しました。

参加者は17名。

神奈川では過去にはオウム真理教による坂本弁護士殺害事件、最近では前野弁護士が相手方に殺害されるといふ業務妨害を経験しています。

参加者のみなさんも大なり小なり職場で怖い体験をされていました。

研修会では一昨年の法全連全国交流会の際に作成したDVDを流して事例に則した討議がされました。

当日の発言のから相手方の急な来所やクレイマー対策として「施錠」をする事務所が増えてきているようでしたが、アポイント無く来る依頼者・相談者への対応は対応した事務員の判断と一律ではない部分も見えました。

また、急な相談者に対応しづらいのでは、といった点も意見として出されました。そして、弁護士が不在時のトラブルについても警察や警備会社への通報のタイミングなども、事務員の判断任せになっているのが現状のようです。

「通報」などほとんどの人が経験したことのない緊急事態ですから、一定の基準を職場で意思統一することの重要性を感じました。

その意味でも、普段からの弁護士との情報交換や意思疎通が大事であると締めくくられました。

MOCでは業務研修はもちろん、法律事務所を取り巻く環境についても研修を行ってきています。

今後是非ご参加ください。

川崎合同法律事務所 丸山

恒例のMOC忘年会を開催しました

昨年12月7日、恒例のMOC忘年会を開催しました。

今年は「できるかな?じゃない。やるんだよ!ゲーム」と題した創作ゲームを行いました。代表者に「レトロ」「法律事務」「画伯」「早口言葉」「スポーツ」のテーマに沿ったお題に挑戦してもらい、その挑戦が成功するかどうかをチーム毎に賭けるといふものです。「画伯」のテーマに挑戦したYさんは素晴らしい才能を発揮し、解答者が「ジャイアン」と即答できるような出来栄でした。

では、参加していただいた方々より感想をいただきましたのでどうぞ。

先ずは、忘年会に参加させて頂きありがとうございました。そして、お店選びから企画まで役員の方々お疲れ様でした。忘年会ではあまりお手伝いできずゴメンナサイ。

MOCの年末の締めくくりの一つの行事として、格別楽しい忘年会でした。

さて、私にとっては、今回が2度目の参加となりました。普段の研修会ではあまりお目にかかれない事務所の方々や裁判所職員、法テラスの方々等…etcと飲みながら交流できるのは素晴らしい機会ですね。

また、忘年会ほど無礼講になってワイワイ騒ぐことの出来るイベントも他には無いと思います。時には司会進行役の丸山さんの声が届かない程、各テーブルで話に花が咲き、皆、忘年会中盤にはすっかり出来上がっていた様子で(私も多分に漏れずお酒が弱いにもかかわらずいつもながら飲み過ぎてしまいました(笑))、和気あいあい馴染むことができとても楽しかったです。

企画も大いに盛り上がりました。クイズでは普段なにげに口になっている人名でもいざ漢字で書いてみるとなかなか出てこないものですね。

「世の中不況が続く中、殺伐とした先行きの見えない不安定な世の中ですが、このような集いがある限り、ま

だ望みはある、人の温もりは消えないと、少々大袈裟な気持ちにもなった忘年会した（笑）」なんてね。

溝の口法律事務所 大石

今年も MOC 忘年会にお邪魔させて頂いた。昨年、法全連全国交流会が神奈川で開催されることになり、MOC の皆様には大変お世話になった。と同時に親しくさせてもらった。その縁が今年も続いて呼ばれたことが嬉しかった。MOC の女子力と少数精鋭の男たちが織りなす雰囲気にも飲まれ、吞まれて、楽しい時間を過ごしました。

神奈川は隣の県です。これから何か一緒に出来るといいなあ。

法律会計特許一般労働組合 堀江

法全連全国交流会報告

—昨年の地元神奈川で行われた感動の法律事務員全国連絡会（法全連）の40周年記念全国交流会から早1年以上の時間が過ぎました。

次いで第42回の全国交流会は、15地区92名の参加を得て昨年11月17～18日に熊本市内で行われ、九州の開催は、福岡以外では初の試みでした。

この交流会は、「理想の法律事務員をめざすんだモン～全国どこでも交流会～」と題し、法全連40年の運動の成果のもとで、50周年を視野に理想の事務員像を多いに語り、ひとりひとりの悩みや希望を話し合うことを目的として開催されました。

全体会では、日弁連の「法律事務職員能力認定制度」の合格者が3057名となっていることや、その認定試験合格者の団体「日本弁護士補助職協会」（JALAP）の設立が進められていることが報告されました。

それを受けた分科会では、今後の「日弁連能力認定制度」の改善とその活用、「JALAP」の役割や法全連との協働の取組の必要性が議論されました。

また、分散会では、各地の活気ある活動や、活動の中で生まれたノウハウや報告されたい論議がされましたが、長引く不況、司法改革にともなう弁護士人口増加によって、事務所の経営不安、雇用条件の悪化など私たちの職場への影響についても報告がされ、悩みながらも頑張っている各地の取組も紹介されました。

交流会後、地元では、「この機会に親睦団体を立ち上げよう」との話も出されているとのことで、すでに活動している労働組合とともに、法全連加入も検討されています。

今回の第42回の全国交流会は、法全連結成50周年に向けて、あらたなスタートを切ることが出来き、また、あらたな組織が誕生する切っ掛けを作った交流会として大成功の交流会となりました。

横浜法律事務所 塚本

平成24年11月17日～18日、法律事務員全国連絡会（略して法全連）主催の第42回全国交流会が、九州は熊本にて開催されました。

神奈川の事務員団体であるMOCはこの法全連に加入している団体のひとつなのですが、このたび、そのMOCからお声かけいただき、この交流会へ参加させていただきました。

全国の事務職員が集まる毎年恒例のこのイベントは、昨年の神奈川の開催をもって、40周年を迎えています。今年は、くまモンの熱い歓迎ムード漂う火の国、熊本で「理想の法律事務員をめざすんだモン～全国どこでも交流会～」をテーマに2日間、熱い交流をさせていただきました。

熊本県での開催は初めてだそうです、まだまだ開催をしたことがない都道府県があるなか、こうして開催したこ

とのないところで開催をすることの意味を大きく感じ、全国どこでも交流会が行える、そんな日も近いのではとの期待を持つには十分すぎる交流会だったと思います。

初日の全体会議なかで、私が印象的だったのは、東北ブロックからの参加者からのお礼のことばでした。昨年3月11日の東日本大震災の際に法全連と全法労協とで協同して支援活動を行ったそうで、およそ150万のぼる義援金を集めたそうです。一昨年の交流会（宮城県仙台開催）で顔を合わせた東北のみなさんが、昨年の交流会（神奈川県横浜開催）には、当然ながらほとんど参加できずにみんなで心配したのを覚えています。こういうかたちで全国の法律事務員の仲間たちが繋がっているんだ、ということがわかり、この法全連の存在を改めてすごいと思いました。

全体会のあとはテーマ毎に分かれた分科会です。翌日の朝もこの分科会からはじまります。

私は「日弁連の法律事務職員能力認定制度」の問題についての議論に参加しました。できたばかりの制度なので、まだまだ全国の事務職員や弁護士には認知度の低い制度なんだと悲しく思う反面、これからの制度の改善、発展、躍進に期待したいと思いました。

そんな私もこの制度を知ったのはつい去年のことで、今年認定試験を受けたばかりでした。研修を通じて事務員として能力向上に努め、最後に成果を確認できたことは、よかったと思うし、後輩への指導にも自信が持てそうです。これを読んでいるみなさんのなかで、横浜弁護士会主催の初心者研修が物足りない方は、この制度の中級研修がためになるかもしれません。試験を受けるかどうかは置いておいても、横浜弁護士会館で夜間DVD研修を行っているので、興味がある方は調べてみてください。

まじめに語り合っただけで疲れた後は、夜の交流会＝大宴会です。顔見知りのひとと初めて会ったひとと、みんな同じ事務員、お酒とともに話が尽きませんでした。

私が生まれるより前にできたこの団体は、40周年を経て、さらなる飛躍と仲間づくりをかかげ50周年を目指し、新たな一歩を踏み出していました。みなさんの熱い想いが伝わってきたこの全国交流会に参加させていただき、とてもいい経験になりました。MOCにはこの場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

新横浜法律事務所 高江洲

法律事務所今昔物語 「判決確定証明」

法律事務員の仕事のひとつとして、普段、当たり前のように取得している『判決確定証明書』。

確定証明書は記録のある裁判所へ、確定証明申請書に印紙を貼って提出すれば出してくれます。しかし！今から15年以上前は、これだけでは出してくれなかったんです。別に昔の書記官が意地悪だったわけではありません。

平成8年に改正された民事訴訟法（施行は平成10年ですが）に、その秘密が隠されています。ちょっと条文を比較してみましょう。

まず、現在の民訴法（286条）では、『控訴の提起は、控訴状を第一審裁判所に提出してしなければならない。』とありますが、改正前の民訴法（367条）は、『控訴ノ提起ハ控訴状ヲ第一審裁判所又ハ控訴裁判所ニ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス』となっていました（ちなみに、現在のような口語体ではなかったのが非常に読みづらかった）。そうなんです。以前は、控訴の提起は、原審裁判所にも控訴裁判所にもできたのです。つまり、原審裁判所では、控訴がされているかどうかはすぐに分からないため、確定証明書を取得するには控訴がされていないという証明が必要だったんです。

例えば、横浜地裁で一審判決があった場合、東京高裁で『控訴なきことの証明書』をもらい、それを添付して横浜地裁に確定証明の申請をしなければならなかったんです。

ですから、弁護士に『大至急確定証明書をとって！』なんて言われた時には、わざわざ高裁まで出向いていたもんです。高裁の民事受付窓口の隣には、『控訴なきことの証明係』などという係も存在していました。

ということで、確定証明の取得に関していえば、ひとつ手間が省けたものの、控訴の提起という点でよく考えみると、もし原審が前橋地裁や新潟地裁や長野地裁だったとして、弁護士から「今日が控訴期限だから今日中に提出してね!!!」なんて言われたら、わざわざ群馬や新潟や長野まで行かなきゃならないってことなんですよ～

まあ、そんな事件は滅多にないけど・・・

横浜法律事務所 浅葉

マリン・オフィス・クラブでは事務職員の皆様からのご意見・ご質問・原稿の執筆・研修会のお手伝い等を随時募集しております。川崎合同, 鈴木(英)または、ホームページよりお気軽にお問い合わせください。

MOC 通信 2013 年 1 月 No.152

発行責任者 柳原 康雄 編集責任者 成松 広持

連絡先 〒210-8544 川崎市川崎区砂子 1-10-2 ソシオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所

TEL 044(211)0121 FAX 044(211)0123 担当 鈴木